

令和6年第2回士別市議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月18日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時24分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（14名）

副議長	1番	村 上 緑 一 君	2番	石 川 陽 介 君
	3番	湊 祐 介 君	4番	中 山 義 隆 君
	5番	加 納 由美子 君	6番	奥 山 かおり 君
	7番	西 川 剛 君	8番	佐 藤 正 君
	9番	真 保 誠 君	10番	喜 多 武 彦 君
	11番	谷 守 君	12番	大 西 陽 君
	13番	十 河 剛 志 君	議長	15番 山 居 忠 彰 君

出席説明員

市 長	渡 辺 英 次 君	副 市 長	法 邑 和 浩 君
総 務 部 長	大 橋 雅 民 君	市 民 部 長	丸 徹 也 君
健康福祉部長	東 川 晃 宏 君	経 済 部 長	坂 本 英 樹 君
建設環境部長	藪 中 晃 宏 君		

教 育 委 員 会 長	泉 山 浩 幸 君	教 育 委 員 会 長	三 上 正 洋 君
教 育 委 員 会 長		教 育 委 員 会 長	

市 立 病 院 者	中 舘 佳 嗣 君	経 営 管 理 部 長	池 田 亨 君
副 管 理 者			

監 査 委 員 浅 利 知 充 君

監 査 委 員 長
事 務 局

四ツ辻 秀 和 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 岡 崎 忠 幸 君

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 長

須 藤 友 章 君

議 会 事 務 局 主 査 中 井 聖 子 君

議 会 事 務 局 主 査
議 会 事 務 局 主 査

清 水 健 正 君

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（山居忠彰君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（岡崎忠幸君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山居忠彰君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は9名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

9番 真保 誠議員。

○9番（真保 誠君）（登壇） 第2回定例会一般質問、通告どおり一問一答形式で行いたいと思います。

畑地、それから水田の植付けも大体終了しまして、暖かくなってまいりました。第3回定例会の報告で大豊作を期待しまして、この夏を皆さんとともに祈りたいと存じます。

それでは、通告どおり一問一答で質問いたします。

まず、1問目の質問であります。バス・タクシーの新しい取組と介護福祉タクシーの取扱いについてということであります。

令和4年度、本市は次世代モビリティ推進事業として、バス・タクシーの新しい取組を試験的に実施しました。この取組について質問いたします。

今回の取組には、バス・タクシー共通利用チケット利用実験、習い事応援タクシー実証実験、タクシー呼出しタブレット実証実験があり、各種取扱いの実施結果については、本市ホームページに掲載されているとおりであり、アンケート調査による利用者の声を聞いております。既に本市地元地方紙には、この習い事応援タクシーについての実証実験を来年2月まで延長することが報道されておりました。この取組の成果と、利用者の声を聞いた中で今後どう展開していくのか、また、少年団活動や部活動を取り込んでの利用を考慮すると、利用頻度が高いので、この料金設定が果たして適正なのか、また、バス利用を含めた策はどうお考えなのかをお尋ねします。

次に、福祉タクシー、介護タクシーにおいてお尋ねいたします。

この福祉タクシー、介護タクシーという名称は、これは交通機関がつけるものなので、通告の表題が正しかったかどうかと思いますけれども、本市の交通費の助成制度の中に、士別市要援護者等通院交通費助成事業というものがあります。この制度につきましては、バス等の公共

交通機関を利用することが困難な在宅の要支援者がタクシーを利用して通院する場合に、この料金の一部を助成することにより、当該要支援者の通院の機会を確保するとともに、経済的負担の軽減と福祉の推進を図ることが目的とされております。

実施要綱については、ここでは割愛しますが、平成30年4月から施行されております。これは、要介護認定を受け、訪問介護における通院介助が必要な方、また、2級以上の身体障害者手帳を有し、視覚障害や肢体不自由または難病で歩行が困難な方が対象であります。そして、申請書を提出した後、審査後に決定通知を受け、利用へと進むわけであります。平成30年度からの制度でありますけれども、過去の利用実績と推移をお尋ねいたします。

また、この制度に該当しない方でも、介護認定待ちの方や、または病院を強制的に退院させられる方、それから介護施設の入居待ちの方など、通院が難しい方が多くいらっしゃると思いますが、臨時措置として、この方たちのハードルをもっと下げるべきではないでしょうか。

ちなみに、福祉タクシーは、車椅子やストレッチャーなどを積み込める車両は非常に運賃が高いものであります。市内の30分以内の往復で6,000円から8,000円、高齢者で年金生活の方には大きな負担であります。物価上昇の中、衣食住や医療費に直接関係しないこの経費については、もっと助成してはいかがかと思いますが、この見解を伺って1つ目の質問を終了します。

(降壇)

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 真保議員の御質問にお答えします。

初めに、私から習い事応援タクシーについて御答弁申し上げ、士別市要援護者等通院交通費助成事業などについては健康福祉部長から答弁申し上げます。

習い事応援タクシーについては令和4年度から実証実験を開始しており、当初は市内一律1回100円で乗車料金を設定しました。この料金設定については、多くの市民に参加していただくことを目的としたもので、その結果、3か月間の期間中に延べ506人の利用がありました。利用者に対しては、後日、利用料金などに関するアンケート調査を行い、次年度以降の検証に活用することとしたところです。

5年度の実証実験に当たっては、国の助成制度も活用する中で、期間を9か月に延長して実施しました。また、アンケート調査の結果及び今後の事業化を想定し、料金設定を市街地区300円、上士別・多寄・温根別地区1,000円、朝日地区2,000円に変更しましたが、朝日地区の利用がゼロとなったため、途中から1,000円に引き下げることとしました。

習い事応援タクシーについては利用者から好評をいただいております、士別市スポーツ協会も賛同している一方で、保護者は送迎に係る負担も把握した上で、子供に習い事をさせているのだから行政が支援するべきではないのではとの意見もあります。

これまでの経過を踏まえ、現在、6年度の実証実験を開始していますが、今後は部活動の地域移行も視野に入れつつも、経費の抑制や受益者負担の原則との整合性など、課題も多く残されていることから、3年間の実証実験の結果を検証しながら、交通事業者が自走できる方策も

含め、事業化の可否について判断してまいります。

また、バスの利用については、これまでも郊外地区の利用者に対し、市街地まではバスを利用するよう呼びかけていますが、ダイヤが合わないなどの理由で増加につながっていないのが現状です。引き続き、市内の交通事業者と協議を重ねながら、バスとタクシーの連携も含め、利便性の強化を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） 私から、士別市要援護者等通院交通費助成事業などについてお答えいたします。

初めに、士別市要援護者等通院交通費助成事業の利用実績についてですが、直近３年間では、令和３年度は要援護者数38人、延べ466回の利用で助成額約83万円、４年度は要援護者数51人、延べ655回の利用で助成額約83万円、５年度は要援護者数67人、延べ1,076回の利用で助成額約150万円となっており、６年度予算段階では要援護者数65人で、延べ1,100回の利用、助成額156万円を見込んでいます。

次に、事業対象者のハードルを下げるべきとの提言についてです。

介護認定の判定待ちの方でも介護サービスの暫定利用は可能であり、ケアマネジャーのプランに基づき、訪問介護の院内介助が必要な場合や居宅介護の通院等介助が必要な方など、事業の要件を満たす場合は利用することが可能です。また、病院を退院した方や介護施設への入居待ちの方についても、先ほどのケース同様、要件を満たす対象者であって、その目的が通院であれば利用可能となっています。

次に、福祉タクシーへの助成についてです。

移動が困難な方への支援策としては、さきの要援護者等通院交通費助成は、安心な暮らしに欠くことのできない通院機会を確保するための事業であり、他の外出支援としては、５年度に事業を拡大した心身障害者ハイヤー料金等助成事業があります。この事業は、身体障害者手帳が交付されているなど条件はありますが、福祉タクシーを利用した際は、ハイヤー料金助成券を活用して運賃の支払いに充てることもできます。

これら以外で福祉タクシーの運賃助成を行うとすると、対象者の選定や利用回数、その目的、助成額、他の事業との整合、提供事業者との協議、目下厳しい財政状況など、クリアすべき課題も多いことから、現状では実施は困難と考えているところです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○９番（真保 誠君） 再質問させていただきます。

まず、習い事応援タクシーの実証実験についてであります。

来年の２月までこの期間が延長されているということと同時に、先ほど市長の御答弁で、今後、課題が多いので可否の判断を十分検討して出したいという話でございました。

習い事の中の、先ほどありました例えば少年団活動については、要するに活動する人数が団体であれば多いということで、タクシーでもなかなか全員ではありませんけれども、その辺の部活動についての移動というのをバスも含めた利用も考えてもいいのではないかと、団体スポーツについては。この辺、2月までの延長の前にいろいろ検討はされると思うんですけども、一応2月まで延長した後の流れについては、今年度というか、それまでの間の動きを見て考えるというお考えなのかということ、まずこれが1点。

それから、先ほどの交通費の助成事業についてでありますけれども、この要綱の中に、この事業の対象者は訪問介護等の介助なしに通院することができない者で、者ということは人ということで、訪問介護における院内介護が必要な者ということで、介護認定を受けた中で、先ほどの部長の説明でありますと、それも可能だという話なんですけど、一応要綱の中では、こういう縛りをうたっているわけです。この訪問介護における院内介助が必要な者ということは、訪問介護におけるということはヘルパーさんということですよ。ヘルパーさんが今これだけ不足している中で、各在宅介護されている方のヘルパーさんの待ちということが非常に、人数を把握しておりませんけれども、ヘルパーさんが決まらないと、この助成の対象にならないという考え方であると、この中の文章を見ると読めるわけですが、これだけヘルパーさんがいない中でヘルパーさん待ちということ、いつ来るか分からない人に対して、先ほど言ったハードル、それから、もうちょっと皆さんの要望に応えるだけの意見を取り入れるというか、このヘルパーさん待ちの人たちに対してはどうお考えなのか。この2点、ちょっと再質問としてお尋ねします。

○議長（山居忠彰君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 私のほうから、今後の習い事タクシーについてお答えをさせていただきます。

実証実験、今年3年目をスタートしています。この春から、市、それから教育委員会、スポーツ協会、それから事業者と今後の在り方について検討を始めているところです。その中で、今後も引き続き検討を行っていきたいと思っていますけれども、先ほど真保議員からお話のあった団体の移動ですとか、そういったことも含めて検討することになっています。バスとの連携、どのような連携ができるのか、今後、4者で連携を密にしながら検討を進めていきたいと思っています。

今年度の実証実験の期間は来年2月までとなっていますけれども、私どもとしては、令和7年度予算要求ぐらいまでが一つの目安かなと考えているところです。それまでに鋭意検討を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 真保議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、先ほど利用実績を答えさせていただきましたけれども、直近3年間を見ましても、利

用決定者数の増ですとか延べ利用の回数の増といったものが見られるというところから、需要にはある程度応えられているのかなというところは感じているところです。また、現在、ヘルパー待ちの状況から、この通院助成が使いづらいといったお声がないのは現状と認識しています。ですが、そういった状況が本当に見られないのかどうか、事業者とも相談する中で現状を把握し、適切な対応を取ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 先ほどの習い事応援タクシーの実証実験については、バスの利用も本当に検討していただきたいと。通常バス利用の方が非常に今だんだん減っていった中で、士別市内のバスの乗車数を増やすためにも、ぜひこれは進めていただきたいというお願いです。

先ほどの交通費の助成について、問合せがないという部長のお答えでしたけれども、一般市民の方は、なかなか役所のほうに連絡してどうのこうのと、中身を聞こう、この要綱自体が非常に、知っている方、知らない方がいらっしゃるかと思いますけれども、なかなか要望というのを出してこれられないのが現状だと思っています。

ですから、そこら辺はヘルパーさんとか在宅介護されている方の、実際に担当されている方の声をまずお聞きになることが必要ではないかと。実際に利用されている要介護者からの、なかなか声なりが聞こえてこない。実際に老老介護という言い方は失礼かもしれませんが、自宅で御高齢の方がお互いに介護しているという姿を見るときに、もっと行政側でその中身を周知する必要があるのではないかと。それは連絡待ちではなくて、あくまでも、こういった介護施設の方もいらっしゃると思いますけれども、そういう方々の現状を把握することも大切ではないかと思うんです。

実際に、先ほどお話ししましたが、この介護タクシーについては非常に料金が高い設定にされておりますので、これは本当に年金暮らしの方からしてみると非常に高価な金額になります。この辺をぜひ配慮していただいて、予算、先ほど聞きましたら156万円、昨年度、5年度ですか、予算的にこれを使ったからどれだけ増えるということも、金額の云々ではありませんけれども、ぜひこの辺のサービスについて行政のほうで動いていただいて、そして利用していただくということが非常に必要ではないかと思うので、その辺の答弁を聞いて、終了したいと思います。

○議長（山居忠彰君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 再々質問にお答えさせていただきます。

事業の実施要綱でも記しているところですけれども、この対象者の方には、普通でいうケアマネジャー、介護支援専門員が作成した計画書を添えてということになっていますので、介護認定を受けた後、ケアプランをつくってという形になっていますので、そこは体の状況とかによって、そういった在宅系のサービスをお使いの方にはケアマネがついて、そういった通院について、そういう福祉タクシーが必要だという状況であれば、ケアマネがそこを位置づけてい

るものと思っています。なので、一般周知が不足していてなかなか知らないのではないかと
いう点については、そういう身体的な状況であればケアマネがついているという状況ですので、
一定の利用者に対しての周知という部分はできているのかなとは感じているところです。

答弁の中でも触れましたけれども、うちのこの事業、市民生活の安心に欠かすことのできな
い通院という部分を確保しようとして特化した事業でありまして、様々な事業の部分でこうい
ったサービスの提供をすることができるのが望ましいこととは思いますが、現在の、先
ほど言いました課題が多くあるという中では、現状で通院という部分で特化したサービスを維
持していくということに御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君）（登壇） 続いて、2つ目の質問をいたします。

地域おこし協力隊の在り方についてお尋ねいたします。

本市が平成23年度から導入している地域おこし協力隊も本年度で13年目となります。行政と
市民が一体となって協力隊の活動を支えて、地元での定住や起業を実現することが最終的な出
口であることを望むことは当然かと思えます。協力隊に関係する身近な市民と行政の方にしか
分からない協力隊の活動を理解することがなかなか難しいのでありますが、これが現実であり
ます。ただ、本人の発信の機会が今SNSを通しまして非常に多いので、行政主体の広報活動
も大切となっております。当初、1人か2人程度の協力隊でありましたが、今年度は10
名の協力隊となっておりますが、ぜひ協力隊の皆さんには全員地元に残っていただきたいもの
であります。

そこで、今回の質問であります、提案を含めてお尋ねいたします。

近年、全国各地で野生動物による農林業被害や生活被害が多数発生しており、野生動物と人
間とのあつれきが社会問題となっております。

これまで多くの自治体は、野生動物問題の対応を地元猟友会に頼ってきましたが、猟友会の
高齢化、会員数の減少により、猟友会の負担は年々増加しており、従来行われてきた猟友会に
頼った野生鳥獣問題対策が成り立たない地域や自治体も現れております。今後も、猟友会の会
員が減少していくことが予想されるため、猟友会の負担を減らしつつ、被害も減少させる新た
な野生鳥獣問題対策を構築する必要があると思います。そこで、地域おこし協力隊にハンター
を募集してはいかがでしょうか。

現に、お隣の下川町では、2名の鳥獣被害対策を担当する地域おこし協力隊員が存在してお
ります。このお二人は、1年目は地元のハンターから技術を学びながら、町民向けにヒグマに
ついて語り合うイベントも開催したそうであります。下川町は、高齢化が進むハンターの後継
者育成のため、2022年から鳥獣被害対策を担当する協力隊の募集を開始しまして、町産業振興
課でヒグマやエゾシカ、アライグマなど有害鳥獣の駆除、それから農業被害の調査、また、電
気柵の設置管理、熊の出没対応などを行っています。

ヒグマの生息数が非常に増えております。民間の猟友会頼みから脱却し、駆除専門に行う公務員ハンター、ガバメントハンターを検討すべきではないでしょうか。これは全国の情報関係でも、公務員、自治体の職員がハンターになっている実績がすごくありまして、道内でも、職員ハンターの養成、それから育てているところも多数あります。ぜひこの辺は検討していただきたいと。

加えて、もう専門の職員でありますので、ハンターから熊の出没を、熊が出たぞとハンターさんに連絡が行っても、一度行政を通していきますので、ワンクッション置くから、これは直接行政の職員が駆除に向かえるという非常にメリットもあると思います。ただ、発見の情報をもらって、そこに行って、果たしてその熊がそこにいるか、鹿がおるかということにまたなりませんけれども、ぜひこういったことも考えていただきたいと思います。

現在、士別では、活躍する地域おこし協力隊員がたくさんいらっしゃいますけれども、この方たちは、ここに協力隊として来る中では、希望と夢、これに満ちあふれて来られてるはずで。その希望、夢、目的、目標を見失うことのないように、ぜひ市民と行政で支えて育てなければならないと思います。

そして、その結果、地元で定住や起業といった着地点になると思いますし、その出口の落としどころが、やはり地元行政、それから地元の市民の皆さん、ここの協力があつてのことだと思っております。様々な業種はあると思いますが、行政の立場として、協力隊員へのフォローアップやコミュニケーションはどう図っているのかをお尋ねして、2つ目の質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、ハンターの地域おこし協力隊の募集についてです。

近年、全国各地で野生動物による農林業被害や生活被害、熊による人的被害が多数発生しており、本市においても農業被害が広がっています。

本市の被害防止対策としては、猟友会士別支部に有害鳥獣出没場所の巡回や駆除の依頼を行い、アライグマについては、市民にわなを貸し出し、駆除を行っています。

議員お話しのとおり、道内のヒグマの生息数が増えていると報じられており、市内でもヒグマの目撃情報が多く寄せられている中で、猟友会士別支部への巡回依頼が多くなっている状況にあり、負担が増加しております。

本市としては、有害鳥獣の捕獲従事の確保に向け、狩猟免許取得費助成の制度が設けられており、市ホームページや広報紙などにより市民周知を図っています。また、昨年度から、市広報により、北海道が実施する狩猟免許試験の日程の周知や、現在活動中の地域おこし協力隊への助成制度のチラシ配布、さらには農業者に対し、本市の助成制度と併せてJ A北ひびきの狩猟免許取得助成制度の周知等を行っています。

こういった取組により、地域おこし協力隊1人が狩猟免許を取得しており、今後、猟銃の所

持に係る許可を得て捕獲従事者になることを期待しているところです。また、農業者からも、狩猟免許試験の日程や申込み方法等について問合せがあり、その後、狩猟免許試験に申し込まれたと報告を受けています。今後においても、有害鳥獣の捕獲従事者の確保に向けた取組を進めていきます。

道内では、下川町などでハンターの地域おこし協力隊を採用しており、有害鳥獣による被害拡大防止のため、活躍されているようであります。ハンターの地域おこし協力隊の募集や公務員ハンターの設置も含め、他自治体の状況も参考にしながら、猟友会士別支部や関係機関とも協議を行い、農業被害防止や人的被害防止の観点から総合的に調査・研究を進めていきます。

次に、協力隊員へのフォローアップとコミュニケーションについてです。

協力隊員に対しては、受入れ事業所や市が定期的に面談を行いながら、業務内容や仕事のやりがい、充実度などを確認し、仕事と本人のやりたいことの乖離を生じさせないように努めているとともに、ほかの協力隊員や先輩移住者、地域の若者などによる交流会の開催やグループLINEの開設などによりコミュニティの構築を図っています。

また、昨年度からは、協力隊OBと現協力隊員から成る協力隊ネットワークを形成し、市内のNPO法人等とも連携を図りながら、産業フェアにおいて各隊員の活動内容をパネルで公開したり、隊員自らで手がけた農畜産物を用いたマトンタコスの販売、活動報告会の開催などを通じて隊員同士の連携強化に努めています。今後も、将来の定住に向け、協力隊員へのフォローとコミュニティの強化に取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 真剣にハンターの養成はお願いしたい。前にも話しましたがけれども、ライフルの免許は狩猟免許を取ってから10年間ということでもありますけれども、今はハーフライフルがありまして、これは狩猟免許取ってすぐ撃てるということで、これは熊でも殺傷能力が非常に高いものですから、ぜひこの辺もいろいろ含めましてハンターの養成、これを本当に重点を置いて考えていただきたいと思います。

あと、地域おこし協力隊の対応についてですけれども、非常に士別の場合は定着数が、ほかから比べると、私からしてみたら低いのかなと。どうしても、各いろんな業態の中で、そこで勤務されるわけですが、どうしても一人の人間としてというか一人工として扱うというのではなくて、この協力隊員の方が何をしたい、先ほど部長からお話がありましたけれども、ここに重点を置いていただきたい。その定着数、本市に定住する、それから起業するという点については、要するに、期間を置いたから後はおたくが御自由にどうぞというのではなくて、そこら辺のきっちりした、終わってから、卒業してからのフォローも非常に大事だと思っておりますので、そこらのコミュニケーションを非常に取っていただきたいということと、支援は限りがあります。地元、行政、官民一体となって、そこに市民も加わると、これをしなかったら、なかなか本人さんに残れない。だから、縁がない方もたくさんいらっし

やると思うんですけども、その縁を非常に大事にしていきたいと思うわけであります。だから、行政が終わってしまったから、それでは終了ということではなくて、その後、士別にぜひ残ってもらいたいということのためには、やはりフォロー活動、ぜひそこら辺も重点を置いて考えていただきたい。これは、答弁はあってもなくても結構ですけども、以上をもって質問を終了します。

○議長（山居忠彰君） 4 番 中山義隆議員。

○4 番（中山義隆君）（登壇） 第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問させていただきます。

前回、第1回の定例会では、私どもの質問がかなり多くて十分質問できなかったということで、第2回の定例会に、また質問の中でやっていきたいなと思っております。

市政執行方針の中で、健やかで豊かな心育むまちづくりの中の防犯、交通安全、消費生活の中の今回は交通安全について、高齢者運転免許証自主返納についてを対象に質問したいと思っております。

近年、全道的にも交通事故が減らない世の中です。北海道内における高齢者の交通事故死者数は、令和3年全死者数120人、高齢者死者数78人、割合として65%となっております。令和4年度には全死者数が115人、高齢者死者数が63人、割合として55%、令和5年度には全死者数が131名、高齢者数が58名、割合として44%、このデータは、北海道警察本部交通部データによるものであります。

士別市警察管内でも、令和4年の交通事故発生状況では、発生件数16件、負傷者21人となり、令和3年度と比べると、発生件数は9件、負傷者数は13名の増加となっております。まだ記憶にも新しい事故が発生したのは、士別市東山、士別滝の上線、道道での昨年5月13日、70歳代の高齢者男女3人がけが、病院に搬送された事故です。様々な事故で偏っているわけではありませぬけれども、やはり高齢者による事故の割合が高いように思われます。その原因としては、中央線を走ってみたり、脇見運転をしたりなど。

そこで北海道では、北海道高齢者運転免許証自主返納サポート制度を創設され、士別市でも、高齢者の方々にとって運転免許証を自主返納しやすい環境づくりは行われていますが、この制度は65歳以上の方が対象で、なかなか自主返納までには至っていないということです。

また、北海道高齢者運転免許証自主返納サポート制度も、協賛事業として各種団体が協賛しているようです。内容として一部紹介しますと、イオン北海道株式会社では、電動アシスト自転車を購入する際、あんしんパック3年型無料付与や、株式会社はるやまチェーンでは店頭価格より5%割引きなど、様々な特典があります。また、交通機関への利用者には、函館市や札幌市などで、タクシー乗車料金1割引きなどが行われております。このように、高齢者運転免許証自主返納サポート制度について、各都道府県や各市町村での協賛事業所が数多く協力しています。

そこで、本市でも、市内経済循環として一つの案ですけども、市内交通機関をサポートする中で、ポイント制度や還元制度、さらに、難しいかもしれませんが、PASMOやS

u i c a など、どこの交通機関でも使用できるものや、市内タクシー乗車代ポイント還元制度など、様々な制度を取り入れながら、市内経済循環や高齢者の交通安全対策に、今後の対応、対策についての本市のお考えをお聞きいたします。

また、高齢者に理解され、運転免許証自主返納された方については、冬場は市内の交通機関を多く利用し、様々な方法で交通の便を図っているようであります。しかし、夏場に対しては、様々な機関と自転車の利用をしているようです。高齢者なので自転車でもふらつき、脇見運転、斜め横断など、様々な危険があると思います。

そこで、高齢者自転車運転についてお尋ねします。

道路交通法が改正され、自転車を利用する人に対して、国の制度で、令和5年4月1日から自転車のヘルメット着用努力義務として施行されました。これまでは、自転車のヘルメット着用は13歳未満の子供に限られていましたが、近年、高齢者に限らず、年齢にこだわらず自転車の利用者が増加する一方、自転車事故による死者数も増加しています。そのうち、頭部外傷が原因の死亡者数は約6割を占めております。

そこで、自転車の安全運転を推進し、事故による死者数を減らすために、全ての自転車利用者へのヘルメット着用努力義務が導入され、努力義務化の対策は、全ての自転車利用者です。年齢や性別、自転車の種類も問わず、全ての自転車の利用者がヘルメット着用に努める必要があります。

また、一部の学校の児童・生徒については、地域の団体や企業の心遣いでケアされながら、子供たちに対しての命の貴さと自転車の安全性が地域によって守られているようです。大人や高齢者に対しては自己責任の中で努力義務、だから自分は大丈夫という心が強く、主にその考えが強くなっております。協力体制が少なく見えます。

そこで、自転車のヘルメット着用は、万が一の事故による頭部外傷のリスクを大幅に軽減することができます。ヘルメット努力義務化の違反には罰則規制はありませんが、しかし、警察官からの注意、指導を受けることがあります。また、ヘルメット着用をしていないときのリスクは、事故による頭部外傷のリスクが高まる、さらに、損害賠償の請求が認められにくくなるということとなっております。

自転車のヘルメットには、条件が幾つかあります。自転車用として製造されたもの、また、道路交通法で定める安全基準に適合したもの、正規の販売ルートで購入したものが認められております。そういったことから、ヘルメット未着用の安全運転義務違反の過失に該当する可能性もあります。

そこで、本市の交通安全に対する予定事業内容が、令和4年度から令和6年度までの予定事業があまり変わっていないようにも思われますが、令和4年度から5年までの事業内容の経過と結果及び実績についてお聞きしたいと思います。

次に、最後になりますけれども、消費生活についてです。

新聞や報道について、毎日のように特殊詐欺、悪徳商法などの被害が記載されております。

地域活動の各種イベントで、消費者協会など各種団体の寸劇や活動を聞いていますが、高齢者の被害が近年さらに多いようにも思います。

そこで、本市の対応で悪徳商法、特殊詐欺など、消費者被害の件数、被害額など、分かる範囲内でいいからお伺いいたします。また、今後このような特殊詐欺、悪徳商法などの市民への伝達はどのようにしていくのか、対策をお聞きいたします。

以上で、一般質問といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 丸市民部長。

○市民部長（丸 徹也君）（登壇） 中山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市内公共交通機関でのポイントなどの活用についてです。

サフォークポイントの利用については、サフォカに現金チャージ機能がないことや、支払いの際、端末機械に乗車料金の入力が必要なほか、各車両に端末機械の配置、通信費、ポイント発行費用も発生することから、事業所の負担が大きくなります。特に、バス運行への導入については、利用者ごとに乗り降りする停留所を確認しながら料金を入力することになり、定時運行に支障を来す可能性があることや運転手の負担も増大することなどから難しいと想定しているところです。

S u i c aなどの交通系ＩＣカードの導入についても、バスに設置する読み取り機が高額であるほか、システム使用料や通信費も発生することとなり、国からの導入補助が一部あるものの、事業所にとって非常に大きい投資となります。現状の本市の委託路線や事業所の独自路線の乗降数では、サフォカと同様に導入、維持は難しいと考えているところです。

次に、高齢者に対する交通安全の取組についてです。

令和４年度及び５年度の事業としては、警察署と交通安全指導員が連携し、老人クラブを対象とした交通安全教室を４年度は延べ１８回、２３１人、５年度では延べ１８回、２２３人の受講の下に開催しました。交通安全教室の内容としては、前年に発生した事故概要に基づき、自動車はもとより自転車の運転の注意のほか、道路横断やシートベルトの着用についてなどを説明しています。ヘルメットの着用については、自転車安全利用五則のチラシなどの配布に加えて、本年度から、自転車用ヘルメットを安全教室に持参し、自転車運転の際には着用するようお伝えしています。

なお、結果や実績のお尋ねについては、ヘルメットの着用率など具体的な数字は把握していませんが、こうした取組は即効性があるものではなく、地道な活動を継続することが肝要であり、市政執行方針で申し上げたとおり、警察や関係団体と連携を図り、啓発をはじめとする各種活動の推進に努めてまいります。

次に、消費生活行政についてです。

士別警察署における特殊詐欺などによる被害について件数と金額を確認したところ、令和３年は１件、約４０万円、４年は２件、約６１万円、５年は１件、約２６８万円で、被害者年齢層は公表していないとのことでした。

本市の特殊詐欺などによる被害防止の取組としましては、消費生活相談員を配置し、士別地区広域消費生活センターでの1市3町の相談、助言、情報提供、事業者へのあっせんを行っており、件数は3年は300件、4年は331件、5年は217件の相談などに対応しています。

また、各種団体を対象とした出前講座では、講話や士別消費者協会と連携し、相談事例をベースにした寸劇を取り入れるなど、分かりやすく、より伝わりやすい内容にしております。このほか、消費者庁や国民生活センターなど関係機関からの特殊詐欺などに関する情報について、市ホームページや広報紙、260を超える団体が登録している士別市消費者被害防止ネットワークを利用し、情報発信に努めています。特殊詐欺などの被害は、高齢者のみならず、成人年齢引下げに伴う若年層や、最近は年齢層を問わず投資詐欺事例も多数発生していることなど、様々な手口による被害が発生している状況にあります。

情報発信はもとより、5月30日の消費者の日記念事業として実施した戸別訪問による啓発など、消費者協会や警察など関係機関と連携した取組を継続し、特殊詐欺等被害防止に向けた取組を推進してまいります。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 中山議員。

○4番（中山義隆君） 高齢者の交通に関して自転車のことなのですが、最近この質問をすることによって、ちょっと市内を走っている間に、うれしいことに何人かがヘルメット着用、高齢者がしている、ママチャリに乗った人もしているという感じで見ました。そういった感じで、みんなの市民の気持ちが一体化になりながら事故をなくしていくようにしていくのが本当かなと思っております。そういった活動をやはり本市がしていかなければならないと、情報発信していかなければならないのではないかという具合に思っております。

それで、先ほど部長のほうから、交通機関を利用するサフォークポイントとかポイント制度の話もされました。そういった中で、金額が設置するためには相当かかるかもしれませんが、これは、今後やはり高齢化が進む中で、こういう交通機関を利用する中で、あるいはどこかの形の中で予算を組みながらそういうものを入れていくことが本来いいのではないかなと思いますが、そういうお考えを再度要望といたしまして、質問に代えさせていただきます。

○議長（山居忠彰君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 公共交通の関係ですので、総務部のほうから答弁させていただきます。

交通系ＩＣカードを使うためには、先ほど丸部長のほうから答弁したとおり、かなり高額なことが想定されます。全国の事例で申し上げますと、読み取り機、バス１台につき230万円、それからシステム使用料年間170万円、それに通信費、バス１台につき年間10万円といったところで、導入費用については一定程度国のほうから補助はあるようなんですけれども、その後のランニングコストについては補助がありません。そういったことからすると、年間例えば170万円なり、通信費１台につき10万円といったところの費用を交通事業者なり市が捻出していくというのは、なかなか難しいのではないかと現段階では思っているところです。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 11番 谷 守議員。

○11番（谷 守君）（登壇） 初めに、私は昨年8月に医者から膵臓がんと告知されました。

以来、この質問席にはもう立てないのではないかと一瞬思ったこともありましたが、同僚議員、また関係各位の皆様の厚い御理解をいただきながら治療に専念させていただいた結果、何とかこのように元気になって、この場に立つことができました。これよりは、今までと同様、一生懸命取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回の質問のテーマは、士別市まちづくり総合計画と第2次士別市まちづくり総合計画に関連することについて質問いたします。

士別市の最上位計画である現行の士別市まちづくり総合計画は、市長任期と連動させることとし、2018年度から2025年度までの8年間で計画されているところであり、前期4年で実行計画、後期4年は展望計画となっております。

第2次士別市まちづくり総合計画については、今後2025年度までの2年間でそれを練り上げるため、つい先頃、策定本部が設置されたところです。具体的な内容などは、市長マニフェストと併せ25年度に策定されることになると思いますが、この次期総合計画は、26年度から50年度までの25年間にわたる、実に長期的なまちづくりの方向性を示す基本構想をまず立てるものとしております。

そこでお伺いいたしますが、4半世紀という長期のものとなりますので、その考え方と、それに向かう決意について、まず簡潔にお示しいただきたいと思います。目まぐるしく情勢が変わる近年の状況より、今後ますます多様化、複雑化する市民ニーズに対応していくためには、非常に長きにわたる期間での基本構想となることから、お聞きするところです。

次に、現行の士別市まちづくり総合計画について、何点か触れたいと思います。

次期総合計画を策定する上では、現行の総合計画の十分な検証が必要と考えます。そこで、当然これらを検証した上で、今後、次期総合計画を策定されることになると思いますが、全てを列挙して検証していくには無理がありますので、まず、ここでは、本市で長き歴史を積んでいる合宿の里の取組について、現時点での考え方を確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

スポーツ合宿の推進については、まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクト、合宿の聖地創造として位置づけられているところであり、本市における施策の一丁目一番地の取組と理解しております。年間数万人規模の選手・関係者が士別市に一定期間滞在することから、市外需要の獲得及び市内での循環促進という観点から、さきに行っている地域経済循環分析でも重要なテーマと分析しているところです。

そこで、総体的な中身をつかむ上で、この合宿の直近二、三期程度の経済波及効果についてまずお示しいただきたいと思います。この数値は、2015年度を最後に調査がないところであり

ますので、参考まで、分かる範囲で構いませんので、お示しいただきたいと思います。

ところで、この経済波及効果には、直接効果、1次波及効果、2次波及効果と算出方法があるようですが、今求めているものは本市で現在でき得る範囲内ということで、過大な予算をかけて分析をということではありません。しかし、本市の重要施策の取組の一つでもありますので、予算がかかったとしても、一度きっちりとしたものを算出して市民にも伝えていくべきと考えますが、この点についても併せて本市の見解を求めたいと思います。

そして、それらを把握した上で、今後、長期にわたるその効果が持続できるのかというところですが、合宿者数が増えない限りは、なかなか右肩上がりにはいかず、ほぼ横ばいで推移していくのが実態ではないでしょうか。

一方、直近の土別市まちづくり総合計画施策アセスメント評価シートに目を向けると、今後の課題として、老朽が進む施設改修と更新が挙げられております。

仮に、基本構想と同じく25年先の本市人口、現在の半分以上の8,000人台となっていた場合を考えると、半分以上の人口で今と同じだけの予算を執行していたとなると、一体市民の予算なのか合宿者のための予算か分からなくなならないように、市民理解を深めなければならないのではないのでしょうか。

そこで、合宿の施策の基本方向の中では、合宿者と市民との交流機会の拡充を図ることが計画されております。私は、この取組に加え、地元出身のトップ選手の育成を付け加えるべきと思います。

それは、例えばマラソン競技で行うとすると、著名な指導者を高校の部活動の監督として招いて、地元出身者のトップ選手をそこで育成していくということです。目的達成までは長期になったとしても、合宿の里事業の一環として取り組み、選手を育成していくことをその事業の目的にしていくということです。著名な方が指導者となれば、地元のみならず市外からでも、その道を目指す生徒も集まるはずです。その中で一流選手を養成していくということです。そうすることにより、たとえ達成まで時間がかかったとしても、現在の合宿者との交流機会の拡充により、互いの親交を深めていくことと併せ、昔から知っているあの子がその道で活躍しているとなると、おのずと合宿の里事業の意識の高揚と一層の理解が深められ、併せて市民のスポーツ・文化活動を推進し、地域の活性化が図られていくのではないのでしょうか。これら述べた点について、本市の御所見をお伺いいたします。

次に、人口減少についてです。

民間の有識者らでつくる人口戦略会議が4月、744市町村を消滅可能性自治体と位置づけた報告書を公表し、反響が広がっております。報告書によると、消滅可能性自治体に該当したのは全国の約4割に当たり、14年の日本創成会議が分析した896自治体よりやや改善はしているものの、土別市はいずれもその中に入っています。本市でも、まちづくり総合計画の中で、将来人口など総合戦略として交流人口を含めた人口推計を計画しているところですが、なかなか計画どおり進んでいないのではないのでしょうか。

そこで、これらを受けて、本市では、この人口減少の実態をどのように分析しておられるのか、まず、コメントをいただきたいと思います。

次に、現在本市で行っている施策の中で、人口減少の歯止めになっていると思われる取組、施策等について、実際どのようなものがあるのか何点かお示しいただき、併せて、その効果等も説明いただきたいと思います。

今回の分析を受けて、ある自治体などでは、対策を講じて、結局、自治体間の人口の奪い合いなどとやゆする声も聞こえるところですが、私はその一言で終わらせてはならないと思っています。その対策に汗を流した分だけ、また、その地域の特色に合った施策を繰り返してあげていけばいい、おのずと結果にも表れてくるのではないかと考えます。そういった意味で、市長は議員時代より、また、市長に就任された以降も、この人口減少対策については注視されているところと承知しております。

そこで、第2次まちづくり総合計画では、人口減少対策室として新たに部署を設置して、専門的に庁舎横断的にその取組ができるようにしていくべきと考えますが、お考えを求めたいと思います。

次に、人口減少対策の施策について触れたいと思います。なお、この対策については様々な施策があり、今後の定例会でも種々提案して取り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回は、地域おこし協力隊についてです。

以下からは、総務省が4月5日に発表したものです。

過疎地などに移住して活性化に取り組む地域おこし協力隊は、2023年度の隊員数が前年度より753人増え、過去最多の7,200人。新型コロナ禍が落ち着いても、地方移住への関心の高まりが続いているほか、制度の知名度向上が影響した。任期を終えた全国の隊員の64.9%は赴任先か周辺に定住し、活性化や人口減少の抑制に貢献している。この地域おこし協力隊は、住民の生活支援、観光客誘致のための情報発信、農林水産業などに従事し、任期は1年から3年程度、受け入れた自治体には総務省の財政支援があり、24年度からは隊員1人当たりの上限額が480万円から520万円に引き上げられ、隊員が起業や事業を継承した場合、追加支援する仕組みもあるようです。この取組こそ、まずは人口減少問題に直接効果の見込める施策であり、地方への新たな人の流れを創出する最善の施策と言えると思います。

そこで、本市の取組をホームページで見えますと、平成23年に協力隊を初めて任命して以降、現在に至るまで30の方が隊員として活動しており、令和6年3月時点で9名が本市に居住し、多方面で活躍中。また、現在活動中の隊員は、農業2人、羊の飼養4人、観光振興2人、起業型1人、地域振興1人の総勢10名となっております。

そこで、伺いますが、まず、本市で任期を終えた隊員の定住率は全国平均より低い要因をどのように捉えているのか、お答えいただきたいと思います。

次に、隊員数を増加させていくことが、この事業での本市の至上命題と思いますが、総務省

は2026年度までに隊員を1万人にする目標を立てております。本市で隊員を増加させていく方策として、現在行っている取組、また、今後どのような計画をされているのかもお示しいただきたいと思います。

また、総務省は、協力隊員の受入れ自治体を拡大するため、募集方法などの専門知識を伝えるアドバイザーを増員し自治体に派遣し、そのノウハウを受入れに必要な準備などを助言する制度、自治体に隊員を呼び込む方法などを助言するアドバイザー派遣制度がありますが、本市として、その制度を申請して募集に幅を持たせないかにも言及いただきたいと思います。

以上、種々お聞きいたしました、本市の御所見をお伺いいたします。

人口減少という厳しい現実を直視しつつ、若い世代がいつまでもこの地域に残ってもやりたいことができる手応えを感じられる環境づくりができるよう、次期士別市まちづくり総合計画がこれから練り上げられることを期待して、質問を終えます。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から第2次士別市まちづくり総合計画の策定に向けた考え方と人口減少対策について御答弁申し上げ、合宿の里の取組については教育委員会から答弁申し上げます。

第2次総合計画の策定に当たっては、本市の目指すべき2050年の地域のありたい姿を明らかにすることとし、目指す都市像や人口推計など基本構想の一部を25年後の未来を見据えた長期ビジョンとして定めることとしました。4月には私を本部長とする本部会議を設置するとともに、本部内に課長職を中心とする幹事会を配置しました。今後は幹事会で立案作業を行い、振興審議会との意見交換を経て、本部会議で計画案をまとめていく考えです。

そこで、計画策定に対する私の決意についてです。先般、厚生労働省から、2023年の出生率が1.20と過去最低を更新したとの発表がありました。国内全体で人口減少、少子化が加速する中、国立社会保障・人口問題研究所から、本市の人口は2050年に約8,000人と現在のおよそ半分になるとの推計も出されており、第2次総合計画においても、自治体としてやるべきことにしっかりと取り組んでいく所存です。

一方で、抜本的な対策については、一自治体で解決できるものではなく、国全体の課題であると考えています。これらを踏まえながら、人口は減少しても市民一人一人が本市に愛着を持つ中で幸福を実感し、安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めることを決意するものです。

次に、人口減少の実態と取組についてです。

本市では、総合戦略において3つの柱を掲げ、総合計画と連動させながら人口減少対策などの関連する施策を推進しています。また、人口ビジョンにおける目標として、令和8年度の人口が1万7,800人に対し、令和5年度末における人口が1万6,708人で、目標より1,000人以上下回っていることには大変な危機感を抱いています。これまでの総合計画や総合戦略などに基づく取組は、企業誘致や合宿における交流人口の増加など、一定の効果や成果があったものと

認識しているものの、東京一極集中が続く中で、他の地方自治体と同様に厳しい状況が続いていると考えています。

こうした中、市では、移住定住を促進するため、空き家・空き地バンクの管理運営をはじめ、移住ナビデスクの業務をまちづくり会社士別に委託し、移住等に関する総合相談に応じています。昨年度の実績については、移住ナビデスクを通じて北海道から移住された方がおられました。また、起業フォローアップでは、地域に根差した若年層の起業家育成を目的に計6名が受講され、持続的な経営の確立に向けた学びにつながっています。

さらに、UターンやIターンで市内事業所に就業された方が利用できる奨学金返還支援事業については、昨年度4名が活用されました。加えて、本年度から、新たに官民連携による移住定住促進協議会の設立を呼びかけ、年度内の組織化に向けて準備を進めているところです。

議員から御提言のありました人口減少対策室の設置については、秋田市や都城市など同様の取組を行っている自治体もありますが、事例が少なく、対策本部やプロジェクトチームを設置しているケースが多く見られるため、今後、本市としてどのように対応していくか検討してまいります。

次に、地域おこし協力隊についてです。

3月の予算決算常任委員会で石川委員へ答弁したとおり、本市における令和5年度末の定住率は39.1%であり、全国平均を大きく下回っています。定住につながらなかった主な要因には、隊員が事前に想像していた活動と実際の活動内容に差が生じたことや、地域や仲間とのコミュニティを上手に築くことができず、地域への愛着や定住の意識づけにつながらなかったことなどが考えられます。こうしたことから、先ほど真保議員にお答えしたとおり、隊員の将来の定住に向け、活動のフォローとコミュニティの強化に取り組んでいるところです。

また、本年度からは、協力隊での活動や移住を検討している方を対象に、本市で短期間の活動体験を行う、おためし地域おこし協力隊を実施しています。実際に本市で生活し、隊員としての仕事を体験することで、ミスマッチや想定外などを減らし、隊員の不安払拭に努めてまいります。

協力隊の定住については、任用期間の終了後、どのように就業、自立につなげていくかが重要となりますので、引き続き、受入れ事業所との意見交換に努めるとともに、起業、独立に向けたサポート体制の強化を図ってまいります。

議員から御提言いただきましたアドバイザー派遣制度の活用については、各都道府県につき選定される自治体が少ないことや、アドバイザーとして登録されている方も少ないことから、今後も制度内容の把握に努めるものの、現段階では難しいと考えているところです。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君）（登壇） 私から士別市まちづくり総合計画に係るスポーツ合宿の推進についてお答えいたします。

スポーツ合宿の経済波及効果については、2016年に道内の研究者が取り組むスポーツ合宿における新たな経済効果の試算モデル開発に協力し、その調査の一環として本市の合宿における経済波及効果を試算しました。この試算には、旅館業組合の協力の下、詳細な宿泊料実績などを提供し、その結果、合宿による直接的な経済効果は2億8,700万円と試算されたところです。

また、令和4年度の士別市成長戦略事業地域経済循環分析報告では、施策提言として、スポーツ合宿の受入れについては、年間数万人規模の選手、関係者が士別市に一定期間滞在することから、重要なテーマであるとされています。

御質問の令和3年度からの経済波及効果についてですが、総務省の産業連関表による経済波及効果の簡易計算ツールを用いて合宿実績を参考に試算した結果、令和3年度は、スポーツ合宿者数延べ1万3,777人で1億8,500万円、令和4年度は延べ1万5,289人で2億円、令和5年度は2万1,177人で2億5,700万円の経済波及効果です。

経済波及効果の算出には、事業者からの詳細な実績提供を要し、一定の予算も必要となります。このような手法を用いて経済波及効果を算出することは大事ですが、継続した調査をすることが重要であると考えており、さきにお答えいたしました総務省の簡易分析ツールを活用した経済波及効果の算出により、年度ごとの増減を確認できるなど、比較検証で、より効果的な各種取組につなげていきたいと考えております。

次に、継続した合宿の里事業の推進においては、老朽化したスポーツ施設の整備等の課題に対応し、よりよい練習環境を整えることが必要であります。人口減少と財政規模の縮小が見込まれる中で、合宿環境の充実を図ることに対し、様々な情報発信や子供たちへの直接指導などを通じ、合宿の聖地創造に向けた取組の市民理解を得ていきたいと考えています。

次に、合宿の里づくりにおいて、地元出身のトップ選手の育成を強化する取組についてです。

第2期士別市スポーツ推進計画では、トップアスリートとの交流機会などの提供を掲げ、小学校では合宿チームを招いた陸上教室を、中学校ではオリンピックを招いたオリンピック教室を実施し、子供たちがトップ選手と触れ合い、直接指導を受ける貴重な機会を設けてきました。小・中学生にとって、トップ選手を間近に見ることができる環境は、新たな刺激やモチベーションの向上にもなっていると考えております。

陸上競技において本市出身で活躍している選手としては、ハーフマラソン日本記録保持者の小椋裕介選手をはじめ、箱根駅伝や全国大会で活躍する選手が多く存在します。地元選手の育成の強化については、トレーニング環境が整っている本市にとって、著名な指導者を招聘し、高校生が指導を受けることは効果的な手段と考えています。さらに、その効果を最大限に引き出すためには、地域指導者の育成も併せて行うことで、そこで得られたノウハウが地域に継承されることで持続的な選手育成が可能となります。

本市には、合宿で監督、コーチ、著名な元選手等が訪れていることから、こうした機会を通じて地域の指導者や選手が競技の技術や知識を学ぶことは地域全体の競技力向上につながる取組となり、合宿地は合宿選手だけではなく、地域住民にとっても魅力的なまちになるものと考え

えており、今後、関係団体、関係者と協議をしてみたいです。

また、令和8年度からの次期総合計画の策定につきましては、次世代を担う子供たちへのつながりを強化することが合宿の聖地創造に向けたステップアップになると考えていますので、官民連携による検証をしっかりと行う中で、策定に向け取組を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 谷議員。

○11番（谷 守君） 何点か再質問させていただきます。

まず、合宿の里関係の話です。

私の質問の中では、地元のトップ選手の育成というところを一番強調したかったんですが、今回、これは質問原稿の中でも書きましたけれども、結局地元のために予算を使っているのか合宿の選手のために予算を使っているのか云々ということも、たまに市民の中でも聞かれます。これは朝日のジャンプ台に6億円もかけてどうなんだという声もある、そういうところもあってという話なんですけど、最終的に自分でイメージしているのは、鶴川高校のような、そこに全部集約させてまちづくりになり、総合的にまち全体でつくっていくと。そこには地元の出身者以外、また他方からも集まってくるであろうという、その陸上版はどうかという形で提案したつもりであります。

近々、来月もハーフマラソンも始まりますけれども、長い歴史がある大会だと思いますけれども、そういった陸上、マラソンについても、例えば山の手高校が一团を軍団として、かなり圧力をつくっているのと同様に、ああいったものを地元の高校でつくったらというのがイメージであります。そういった御提案については、答弁の中に、自分の聞き取りが悪かったかどうかはあれなんですけれども、その点の御提案については、トップ選手との交流の中で地元の子供たちの交流を図っていきながら助成していくという、軽いタッチで言われたような気がしたんですけれども、私の提案した意図が通じてるのか通じていないのか、その辺をちょっと確認したいなと思います。それが1点です。

あと、地域おこし協力隊の関係でありますけれども、後半部分のアドバイザーの養成についてです。現在は、いろいろな制限があるんだという形で答弁があったかと思います。ところが、これは日本経済新聞の4月に出た記事の中で、23年度については派遣先は各都道府県で原則1自治体まで、そして、時間やなんかいろいろな制限があったようでもありますけれども、これは24年度からは、アドバイザーの増員をして、その制限も撤廃してと記事が載っていますけれども、ちょっとその答弁は、制限がある中なかなか厳しいという話でありましたけれども、そういった、これは政府、総務省でも後押ししている追い風のある政策ということで、いろいろな制限がもしかしたらあるのかもしれないですが、答弁では、それ以上のものがあるのかもしれませんが、一人でも多くの窓口を広げていく、引き出しを広げていくということは必要ではないかと思います。言ったとおり、この施策、人口減少対策には、とっておきの施策だと思います。それを国が後押ししている事業、何でもっと積極的に取り組まないんだというイメージであり

ますけれども、その点についても再度確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山居忠彰君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再質問にお答えいたします。

私からは、議員質問の中で、地元出身のトップ選手を育成する、その手段として著名な指導者の招聘ということだという御質問だったと思っております。この部分については、地元選手、トップ選手が活躍するということになると、やはり市民の部分でも、スポーツに関する部分の意識の高揚が図られるというところが議員の御質問の趣旨かと思っております。

先ほどの答弁の中でも私のほうでお話をさせていただきましたが、本市には、毎年様々な監督、コーチ、選手、また元選手の方々がいらっしゃいます。そういった方々が、本当に持っているスキルを地元の中で、陸上競技なり野球なり、ほかのスポーツなりで生かしてもらうということの中の部分でいくということになると、私たちも、そういった方々がいらっしゃれば、当然歓迎をしていくような話ではございますが、なかなかこの部分については、こちらで指導者も暮らしていくという中でいけばタイミングもありますし、実際に生活面もありますし、様々な課題はあろうかと思えます。

毎年、監督、コーチとは、それぞれそういったことも含めて意見交換等をさせていただいています。その意見交換の中では、地元の選手の部分もいろんな部分でアドバイスをいただいたりするところではございます。なかなか直接、現時点では指導できるというところではございませんが、今後も、そういった合宿に来られる監督、コーチ等々のアドバイスに耳を傾けながら、まずやっていくことが一つかなと思っています。

また、これが相手方のニーズと合った中でのタイミングが合うということであれば、そこはぜひ本市のほうで指導していただきたいという思いはありますが、今のところ、そういった監督、コーチ等々の方々にお会いしていない状況でもございます。引き続き、そういった交流を深める中で、そういった相手方のニーズもつかんでお話をしていきたいなと思います。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 協力隊のアドバイザー派遣事業について私のほうから答弁させていただきます。

谷議員の再質問のほうでもありましたけれども、6年度に入りまして、5年度よりも派遣する市町村が幾つか増えたりだとか、枠が若干拡大されているようです。ただ、アドバイスを送るアドバイザーの人数は変わらなかったりだとかということです。現段階で、概要は市町村のほうに示されていますけれども、正式な募集はこれからということになります。募集がかかる段階で要綱等をきっちと確認して、うちが手を挙げられるような条件が整っているのであれば検討していきたいと思っていますところでは。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 谷議員。

○11番（谷 守君） 再々質問です。もう一度、合宿の関係で、今、部長が言われた、まず高校の部活動としてやる、養成する監督、人員には当然限りがあるし、向こうの相手もあると、生活もあるだろうしということで、まずは、状況も探らなければならないしということではないですけれども、そういう弊害があるということでありました。

これは合宿の事業については、かなり歴史の積み重ねの中で、今までそういう歴史があつて実績がある施策だと思いますけれども、また今年度については、市長自らトップセールスで合宿の事業先等も増やしていくということもあるかと思いますが、それは当然いいことだと思うんですけれども、最終的に、これは将来、25年先とは言わずとも、将来何があるか分からない、今までの実績の積み重ねの歴史の中で引き続き頑張っていくという中身だと思うんですけれども、これは先月でも、ちょっと例えが悪いかもしれないのですが、トヨタ自動車自体が、今年のパリオリンピックを最後に主要のスポンサー契約を継続しないという報道もされていました。その中身というのは、ちょっと真意は想像しかねますが、そういった中で、今後、土別の合宿誘致についても、どういった流れがあるのか分からない。むしろ、そういったデメリットのほうが多いのではないかなと、どんどん人口が少なくなっていく中で。

そうなると、あえてやはり、そこで強調したいのが、地元で全部地域づくり、まちおこしを行っていくことがやはり最善の策でないか。それを、今までの歴史の中で取り組んでこなかったこと自体がちょっと不思議なんですけれども、取り組んではきていると思うんです。直接的に高校の部活動としても土別はこうなんだというものを、そういう認識を立ててはどうかと思うんですけれども、どうもそこまでは至らないということではありますが、そこまでも至らないから当然相手との交渉もできないしということになると思うんですけれども、一步踏み込んで、この合宿の取組を充実させるためには、いろいろ何があるかなと考えた場合に、それは私は、それに携わってはいないということですが、その提案というのが今のところではベストな有意義なものだと思うんですけれども、まずは、そういった方向性を決めて動く、ないと何も進まないのではないかと思います。交流だけではちょっと限界があるのではないかと思います。もう一度、その辺の意識をちょっと確認したいと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 総合計画と総合戦略に関わる事業でありますので、谷議員の今思いを伺いましたので、私から答弁をさせていただきます。

今年度と来年度2年かけて、次期第2次総合計画を今、策定の準備を進めているところです。今お話しのとおり、合宿につきましては、もう60年来、土別市が取り組んできた事業でありまして、そして今後におきましても、さらに重要になる柱であると私自身も認識をしているところです。

また、谷議員からも今お話がありました。2年間合宿招致へ自ら行ってきましたが、やはり担当の方、あるいは企業によっては社長の方とお話する機会もありました。そうすると、や

はり単純に環境だけではなくて、士別市がどのような思いで取り組んでいるのかということ、やはり企業側のほうも、実業団の方も見ているなという感じもありますので、さらに私自身を含めて、しっかりとこれに取り組んでいるんだという意思表示をしていきたいと思っております。

その上での一環の取組として、地元出身のトップアスリートの育成という御提言だと思えます。これにつきましては、近隣で言いますと、例えば美深町がエアリアルの関係でそういった事業に取り組んでいたり、名寄も今Nコミッションだったと思いますが、新たな取組を始めているところです。今回答弁で、少し遠回しというか、はっきり明言できなかったところには、これまで確かにそのような取組について、実業団あるいは大学のチームにお話ししたことはありませんでした。ただ、今後につきましては、内部の話ではありますけれども、谷議員から御提言のあったように、地元出身のアスリートを育成するという、これについても非常に重要なことだと考えています。

ただ一方では、全ての競技ということにもならないでしょうし、例えば関連するスキー、ジャンプ、あるいは野球、それから陸上、あとウエイトリフティングはある程度今環境ありますが、そういったものを含めて、まずやれる環境は何なのか、士別市として、それをしっかりとまず精査するということと、あとは指導者が来る段階で、さっき部長から答弁させていただいたのは、基本的にこちらに来ることを前提でのお話の答弁をしましたが、場合によっては定期的に来ていただいて指導するという、そういうことも可能かと思えますので、その辺り、今後実業団、それから大学のほうにも詰めた話を一步踏み込んで、今年度中から取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（山居忠彰君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時40分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番 加納由美子議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） さきの通告に従いまして質問いたします。

帯状疱疹予防接種費用助成についてです。

第9期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画によると、計画策定の目的として、団塊の世代が65歳以上となる2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で、能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能にする必要があるとされています。

当市は、予防接種について、最近では新型コロナウイルスのワクチン、平成26年肺炎球菌ワクチン等々、幼児から高齢者まで様々な対応をされています。最近よくテレビ等で見かける带状疱疹の予防接種については、御存じの方が多いのではないでしょうか。

自ら带状疱疹にかかった方もいらっしゃるかとは思いますが、带状疱疹の多くは、子供の頃、水ぼうそうにかかり、そのときのウイルスが体内に残り、加齢やストレス、免疫力低下が原因で発症すると言われています。いまだコロナウイルスによる発症が続いている現在、罹患後、免疫力低下により带状疱疹を発症する確率がさらに高くなるとの説があります。50歳から80歳の間に発症する人は3人に1人と言われております。その中で、治療しても神経痛のようなびりびりした痛みが残る確率は2割と言われています。そして、治療が遅れると、難聴、視力低下、顔面麻痺や焼けつくような痛みで眠れないことも起こり得る病気です。発症時の痛みや後遺症は人により様々であり、重い後遺症に悩まされ、つらい日常に耐える生活を過ごしている方もいらっしゃいます。

令和4年に、带状疱疹予防接種費用の一部助成に対する谷議員からの質問に対して、当時の試算は、50歳以上の方約1万1,000人に対し、単価の2分の1、接種率50%として、带状疱疹ワクチンで約1億2,400万円となるとのことでした。

当市の令和6年3月現在の50歳以上は1万637人、3分の1の方が罹患した場合の人数は3,545人、そのうち2割の708人が後遺症に悩まされる可能性があります。带状疱疹は若い人も発症することを考えた場合、数字はさらに上がることになります。この数字は机上の計算ですが、目安にはなり得ます。痛みで眠れないと、可能な限り地域で、能力に応じ自立した日常生活を営むための生活の質の低下となります。

ワクチン接種は現在、個人の判断に委ねられており、接種料金が高額であるため、接種をためらう人も多いと伺います。仮に50歳以上の50%の人に対して2,000円を助成すると約1,000万円、年間に500人限定だと100万円です。継続し、10年計画という方法はありませんか。北海道内で助成を出している市はまだありません。国からの補助金が未整備で、自治体の財政上の問題が大きいからだと思います。

带状疱疹に罹患し後遺症が残れば、生活面に支障を来すばかりではなく、長きにわたり通院、市販の痛み止めやサプリメントに頼る等にかかる費用は個人負担です。ワクチンは2種類あり、ビケン生ワクチンとシングリックス不活化ワクチン、生ワクチンは、1回の接種で効果のある期間は7年から10年、予防率51%、料金は8,000円ほど、不活化ワクチンは、2回の接種で、永続、予防率97%、料金は2回で4万4,000円ほど。

1回の接種が約8,000円は高額です。現在、生活に直結しているほぼ全ての物価が値上がりしている中であって、ちゅうちょする金額です。今が大丈夫ならば後回しにしたいという考えが多いのではないかと思います。

若い人が带状疱疹になり後遺症が残った場合、痛みや生活に支障があれば、付き合う時間も長くなります。個人差があり、周りからは見えない後遺症を患った場合は、人知れず我慢が続

くことになります。また、社会的弱者と言われる人たちは、自分の体調の変化を周囲に正しく伝えることが苦手な方もいます。高齢者は年金生活者が主になります。年金生活のやりくりの中でであっても、接種したいが二の足を踏んでいる方がいると考えます。

助成金が一部であっても、全額自己負担よりかはよいと考え、背中を押す役割にはなり得ます。接種の有無は個人の自由です。带状疱疹に対する予防接種の助成は、平等性を考えたときに全市民を対象として考えるべき課題ではありますが、毎年、接種対象者を定員制として助成を検討すべきだと思います。生まれつき体の弱い方、働き盛りの年代で病と闘い、難病を発症する方もいます。ワクチン接種は、高齢化社会の生活の質維持に対する安心材料の一つにもなり得ます。限られた財源を広く市民に対し有効活用する観点から、自分で選ぶ選択肢の一つに带状疱疹ワクチン接種を加えるための一部助成のお考えについて伺います。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） 加納議員の御質問にお答えします。

带状疱疹ワクチンの接種に関する本市の考え方は、令和4年第4回定例会で谷議員にお答えし、国の動向を注視するとしていたところであり、国においては、その後も定期接種化の是非について委員会で協議を継続しています。

そこで、定員を設けての助成についての提案です。議員お話しの2,000円の助成額の場合、生ワクチンの水痘ワクチンでは接種費用の4分の1になりますが、より発症予防効果が長いとされる不活化ワクチンの乾燥組換えワクチンでは1回2万円以上の費用がかかるため、10分の1以下の助成となり、接種を受けようとする要因としては効果が低いものと考えます。また、今後、定期接種の対象になった場合、2,000円の助成額で接種した方と定期接種で受けた方との間で、自己負担に差異が生じる可能性があります。本市としては、市独自の助成により接種を促すのではなく、希望する市民がひとしく接種できるよう、国の責任において接種すべきものと考えています。

带状疱疹は免疫力の低下が大きく関係しているため、日頃の体調管理を行い、発症を予防することが大切です。また、治療法として抗ウイルス薬があり、発症早期の投薬で带状疱疹後神経痛などの合併症予防効果も期待されているため、地区担当保健師が地域で健康教室を行う際や広報等を通じて情報提供を行ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 国の動向を受けて動くということで、そして、それが平等という考え方になるということで、受けた人と受けていない人がいて、その線引きをするのは市ではなくて国がやるからと言ったら、それでそこから進むということです。でも、事前に受けた人もいるから、どこかではやはり差が生じるのはしょうがないのかなと思います。その線引きを国に任せるのではなく、自治体として独自にやったらどうですかという考え方を提案しております。

2,000円が妥当かどうか。確かに安いと思います。でも、今の市の状況を考えれば、後押しする一助になればという提案でしたので、もっと助成していただけるのであれば、多くしてもらったほうが市民にとってはよいと思われそうですので、その辺りはどうお考えなのでしょう。

令和4年のときにも谷議員が質問されて、今回私も自らというよりかは、市民の方の声を受けて、何とかならないんだろうか、とても高いのでということで、今回発言をさせていただいております。市民の皆さんが、受けたいんだけど、やはり高いから困っているんだよねというところに関しては、役所としてはどのようにお考えなのでしょう、再質問とさせていただきます。

○議長（山居忠彰君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 再質問にお答えさせていただきます。

助成額の多少については、そこは議論のあるところだと思いますし、もう既に自己負担で受けている方、制度化されて薬事承認されて予防接種できるわけですから、既に自己負担で打たれた方もいて、そういった助成をする場合、どこかで差が出てしまうというのはやむを得ないことなのかなとは考えます。

その一方で、やはり私どもの考えとしては、市が独自に助成するというよりは、国が国の責任においてひとしく受けられるような形を提供すべきだという考えには変わりはありませんで、28年の3月に水痘のワクチンが薬事承認を受けて、同年の6月から国のほうの委員会で定期接種で使用するものの是非について検討しております。この間、既に8年が経過しているというところであります。

検討している最中の平成30年に、これまでのワクチンよりも発症予防効果が長いとされます乾燥組換えワクチンが薬事承認を受け、そのエビデンスというか、その検証を見ていかなければいけないということで、この検討が長期化しているものと感じます。ただ、国の資料を拝見した限りでは、接種の有効性があるとはされておりますので、それほど時間を置かずに、国の動向として一定の方向が見えるのではないかと考えているところです。そういった国の決定を受けた後に、行政としては、定期接種化されれば費用等について考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 同じような回答をいただきました。

士別市としては、いろいろ調べました、いろいろな条例とか宣言を出しておりまして、士別市健康長寿推進条例、また、健康スポーツ都市宣言で、その内容は、文言は違うんですけども、健康であること、健康で過ごすことの重要性を市としてうたっております。とても大切なことで、生活するに当たっては、やはりそのところを大切にしていきたいということを宣言したり、条例としてうたっております。そのことを考えても、やはり国の指導を待つという考えにお変わりがないのか、伺いたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 再々質問にお答えさせていただきます。

行政のほうとしての考え方については、これまでとそこは変わることなくということで、回答としては、前向きなお話ができないのは心苦しいところですが、国の責任において、やはり定期接種化に向けて動いていただき、そして希望する方が受けられるようにしていくことが望ましい姿ではないかなと考えております。

申し訳ないですが、以上です。

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 家庭ごみの処理問題について。

戦後の日本は清掃法を制定し、この法律では、ごみの収集、運搬、処分を市町村の責任と定め、ごみの資源再利用を促進する取組の始まりとなりました。1971年には分別収集とリサイクルが義務となり、1997年に家電リサイクル法の制定、2001年に循環型社会形成推進基本法で循環型に向けた取組が進められているところです。近年は、リユースの促進から、物やサービスを共有することで、ごみの減量を促す取組が広がっています。

家庭系一般廃棄物は、いわゆる家庭ごみのことで、一般家庭から出るごみ全般のことを指すとのことです。処理責任は市区町村にあり、ごみの収集、運搬や処理を自治体が行わなければならないとされています。当市は、ごみの分別を細かく指定し、環境センターの延命を図っております。平成24年3月に策定した士別市一般廃棄物処理基本計画について、一般廃棄物の処理体制、将来の排出量や目標値などを見直したことから、平成30年3月に計画を改定しました。

多くの市民は、当市の環境センターの建設前から関心度が高く、建設後も埋立て場所の寿命が延長できるように協力し、さらに、職員さんの御努力もあり、現在は当初の予定より長く埋立てができるとの予想とも伺っております。

今問題となっている全国的な課題でもある、家主が入院や施設、または死亡された後の家の中のごみ処理に親族が苦勞するという話はよく聞きます。すぐに解決できる事案でもありません。地道に息の長い取組が今以上に必要です。健康長寿を願い、日々運動や食事に注意し生活している親族に片づけを促すことは、言うほど簡単ではありません。

子供のいる親は、片づけをしてもらえる可能性があります。生き方の多様性が認められ、結婚をしない選択、子を持たない人生を選ぶカップルなど、様々な生活スタイルがあります。家族はいるが疎遠となり、頼ることのできない人も珍しいことではありません。病を得た、介護が必要になってから、自分の物を片づけるのも、また、片づけられるのも、つらいものがあります。持家であれば、専門業者をお願いした場合の処理金額を大まかに提示し、想像していた金額と大きく違うことに気づいてもらい、元気な間に準備を促すことが重要です。

先駆的な取組として、ある自治体は、生前に身寄りのない単身高齢者に聞き取る事業を行っています。今後は、当市も前向きに検討すべき課題です。

若いときに苦勞して手に入れた持家は財産価値があると思っている方が多いのが実情です。

苦勞してローンの返済をした、購入したときの価格が頭に残っているからです。高齢になってから、逆にお金を出さないと家の片づけができないという話は受け入れ難いものです。超高齢者の介護、ケアに対する契約や家の片づけを高齢者となった子供が行うのは大変です。そして、老老介護を複数年続けた先にある家の片づけの苦勞は想像以上でしょう。

当市のごみ処理に関する情報は、年間カレンダー、市のホームページ、暮らしナビ、直接環境センターに電話するということになります。多くの知人が電話をしたら親切に対応していただいたと申しております。一方で、時間の都合で、市が開設している年4回の休日のごみ回収日に合わせられない、ごみの分別が自分の地域と大きく違い、分別作業がはかどらないという声もあります。専門業者をお願いするには、自らが定年を迎えた、または、子供にまだお金がかかる人にとっては高額です。業者に見積りをお願いするには、金額の予想がつかずに、立ち止まってしまいがちです。

兄弟がいれば、意見の相違もあります。そのため、数回は通ってきて片づけをしようと思っても、途中で諸事情から放置する家が今以上に増えると想像できます。家の中に家財が残り、奥にしまった食材があれば、ネズミの餌になります。繁殖したネズミが近所迷惑となっているとの話は切実な状況です。無人となった家の割れた窓ガラスからカラスが入り、御近所の人が、巣を作る前に板で防止策を取ったという話もあります。行政が空き家対策に補助金を使うことは抵抗を感じるというのが、大方の市民感情でしょう。

そこで、本市として所有者に粘り強く周知するために、市ができることを家主が高齢者になる前から積極的に行うべきです。市内の業者さんの中には、分別せずとも、有料ではあるが対応があることへのPR活動、また、ごみ収集カレンダーにある古着回収ボックスや廃棄物収集車両ステーション活用へのさらなる発信が重要です。即効性より、継続した活動を求めます。高齢者となる前から、自分の人生の終着点を見据えた暮らし方への息の長い啓蒙活動は、今以上に積極的に行うべきと考えます。

当市のホームページは刷新され、見やすくなっております。士別を離れて暮らす子や孫が実家の片づけで困ったときに調べやすいように、「目的別で探す」の「死亡」を開いたときに、家の片づけの項目、または、おくやみワンストップの項目に追加があれば、より親切な対応になると思います。また、ごみの分別や出す日程だけでなく、遠方から当市に来る日数が限られた人に特化した案内も必要ではないでしょうか。当市ができることから工夫する取組をすれば、魅力的なまちづくりのPRともなります。本市のお考えを伺い、質問いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、家庭ごみの処理責任についてです。

家庭ごみの処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2において、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し及び処分しなければならないと規定されています。本

市は、同法の規定に基づき、士別市一般廃棄物処理基本計画及び士別市一般廃棄物処理実施計画を策定し、収集、処理を行っているところです。一方で、市民の皆さんは、士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例に基づき、市のルールに従って、ごみの減量化や分別を行い、排出する責任を負っています。このように、市と市民それぞれが責任を有しており、双方の協力、連携の下、本市のごみは円滑に処理されているものと認識しています。

そこで、身寄りのない単身高齢者が元気なうちに片づけを始める機会となるよう、聞き取る事業を検討してはとの御提言についてです。

厚生労働省では、身寄りのない高齢者の増加に伴い、課題となる行政手続代行のほか、葬儀や納骨といった死後の対応までを継続的に支援するため、新たにモデル事業を実施し、課題の検討を行う中で全国的な制度化を目指しています。

この事業は、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する包括的な相談調整窓口の整備を行うとともに、十分な資力がなく、民間による支援を受けられない方などを対象として、社会資源が不足している地域に生活する方などの意思決定の支援を行いながら、身元保証の代替や死後の事務などを併せて提供するものです。

こうした全国的な動向を注視するとともに、自らの死後の諸手続や葬儀、納骨などに関する事務を委任する死後委任事務などを先駆的に実施している自治体等の事例も参考とし、身寄りのない高齢者等が抱える課題が解決できるよう取組を検討してまいります。

また、終活として、人生の終わりを考える活動が報道等でも取り上げられていますが、財産等の整理もその一環として考えられており、こうした活動を繰り返し周知し、市民の方に広く認知されることで活動を助長していくことも必要と考えます。

次に、空き家になる前の建物所有者への啓蒙についてです。

市ホームページには、北海道が作成した空き家にしないガイドブックを掲載しているほか、固定資産税納税通知書の封筒に空き家・空き地バンクの案内を記載し、登録を呼びかけています。また、本年1月の広報には、家族が集まる機会となる年始に合わせ、空き家対策の特集ページを掲載し、家財の整理などの啓発に努めるとともに、今後は、高齢者世帯への配布を目的とした住まいの終活に関するガイドブックについても作成を検討しているところです。

なお、議員お話しのとおり、市外に在住されている方が市内にある住宅の片づけを行う際に、ごみの処分方法などに戸惑うことも想定されますので、収集運搬業者の紹介やごみの分別等をまとめた情報を市ホームページへ掲載してまいります。

議員からお話のあったごみの問題等については、本人や御家族の判断の下、財産等の処分をすることが基本となるものであり、身寄りのない方や判断能力のない方については、権利擁護や成年後見制度等での支援を受ける中で、可能な範囲での対応が図られるものと考えます。

このようなことから、この問題を市民一人一人が自身のこととして捉える必要があるため、様々な機会を通じて意識づけを行う方法や取組等について検討を行い、実施に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 今御答弁いただいた中で、モデル事業として相談窓口を設けているという、国が主導で行っているということで、それを注視しているということでしたけれども、注視しているだけよりかは、もうちょっと積極的に動いたほうがよいのではないかと思いますながら伺っておりました。その辺りはどうでしょうか。

○議長（山居忠彰君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 注視だけではなく、もっと具体的な動きをとということだと思えます。

各自治体において、身寄りのない高齢者の終活を支援する動きが広がっていると捉えておりまして、こうした動きの広がりを受けて、国も高齢者等終身サポート事業者ガイドラインというものを作成し、事業者の適正な運営と利用者が安心して事業を利用できることを目的に、本年の6月にこのガイドラインを公表いたしました。

このガイドラインの中では、医療機関への入退院や施設への入退所などの身元保証等のサービスと、葬儀や火葬、納骨、家財道具や遺品などの整理などの死後事務サービスについて記載されているところです。実際のサービス利用に当たっては、内容や費用などは事業者と利用者の契約に基づき決定されていくものですが、本市において、こういった内容を、どの事業者が、どのくらいの費用で実施することができるのか、また、そうしたことが相談できる窓口の設置などについても、先進地の事例や市内の事業者の意向なども確認しながら、これについては実現に向けて取り組み、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 申し訳ありません、聞き漏らしたのかもしれないのですが、今、6月にその事業を公表した、国がガイドラインをつくった、士別市が何か取り組んだというわけではない。

（「これから取り組みます。」の声あり）

確認でした。どうもありがとうございます。

○議長（山居忠彰君） 3番 湊 祐介議員。

○3番（湊 祐介君）（登壇） 令和6年第2回定例会に当たり、通告に従い一問一答にて一般質問を行います。

新年度もスタートして2か月が経過しております。本年は、次期のまちづくり総合計画の総点検の視点で、この間、組織的な活動や個人的な活動をしております。これからの地域の課題として痛惜に感じているのは、空き家、空き地、空き店舗の問題、人口減少、少子高齢化の進行による公共施設の在り方の問題、地域経済の縮小、地域事業者や地域産業の衰退など、今後ますます地域の活力や魅力が失われていく、減少していくと懸案があります。

ただし、ピンチはチャンスという希望も少しながら持ち合わせております。

先日、札幌で開催された移住ドラフト会議というイベントに参加してまいりました。北海道のまちの企業と団体は士別を含めて12団体・地域がありましたが、会場の雰囲気、空気感がそうさせるのか、どの地域も必死さがありました。その参加者と話し合う中で、参加者からは、士別の地域イベントが豊富なイメージがある、スポーツ合宿が盛んなイメージがあるなどの前向きなイメージを持たれる認識を改めて感じました。

そのことから、先行きが見えない不安を感じつつも、希望に満ちあふれる未来の士別を実感しておりますし、冬場の合宿者との懇談の中においても、よい面と悪い面もありますが、少しずつ改善していけるようなきっかけとなる場をつくっていきたいと考えております。

そこで、まちづくり総合計画における合宿の里の今後の在り方について、3点お聞きいたします。

まちづくり基本計画の策定により、本市は長年にわたり合宿の聖地創造を目指し、努力を重ね、多様な合宿を受け入れられるよう、官民が連携して、受入れ体制の拡充と施設整備に取り組んできた経過があり、その中の最重要政策が、合宿者ニーズに合った施設の整備拡大と書かれております。

練習場所や施設整備の計画的な整備や拡充など、合宿者の様々なニーズに対応できるよう、適切な規模と整備を整えた練習場や宿泊施設を継続的に整備、拡充させていく。競技者の目線に合わせた環境づくりは不可欠であり、パフォーマンスを発揮できる環境づくりを徹底することで長期合宿の受入れとリピーターの獲得を目指す。ただし、施設の拡充は費用がかさむため、計画的な予算確保が課題ですが、確実に整備を重ねることで合宿の聖地として地位を不動のものとし、地域の活性化につなげていくという考えであると理解しています。

こうしたことから、1つ目の質問として、老朽化が進む施設整備をどのように行っていくのか、計画や基準があるかについてお聞きいたします。

本市は、長年にわたり利用されてきた公共施設が多数存在します。老朽化が進む施設は小破修繕をしながら維持していく方針と理解はしていますが、施設の寿命を図る必要がある中で創意工夫が求められると思いますが、今後の展望をお伺いいたします。また、その一方で、機能強化についてもいかがか、お考えがあればお聞きいたします。

2つ目の質問として、合宿の里聖地創造に向け、本市に訪れるアスリートたちの意見などをどのように反映しているのかお聞きいたします。

これから多くの合宿者が訪れる時期を迎えますが、そうした合宿者が本市の合宿のまちづくりに寄与していくと考えます。選手、関係者などの声をどのように集め、課題解決の仕組みや合宿の里の在り方について議論を深めていくのか。また、大会や練習などで実際に合宿者とコミュニケーションを取る中で様々な御意見をいただいております。例として、朝日山村研修施設の夏の合宿で、エアコンがない環境で体調管理が難しい、熱中症のリスクが上がり試合前には不安が残る、施設でできるトレーニング用具などを増やしてほしい、合宿時期になるとト

レーニング施設の利用時間が一般のお客様と重なるなど、場合によっては利用時に困ることがあるなどと寄せられております。少数の意見ではありますが、そういった小さな声に少しずつ解決に動き出すことで、今後の新たな実業団チームなどの誘致拡大につなげられるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、第2次士別市まちづくり総合計画の策定に向けてです。

これまでの実績を振り返り検証し、これを基に今後の計画を立案、実行していくわけですが、適切な施設基準を検証し、合宿者のニーズとギャップを洗い出し、利便性、使い勝手、練習環境などについて関係者と連携強化、アスリートのヒアリングを重視し意見を注視するなど、新たな視点を持って策定すべきと考えますが、本市のお考えをお聞きして、質問を終わります。

(降壇)

○議長（山居忠彰君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君）（登壇） 湊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、合宿関連施設の維持、機能強化に係る計画や基準についてです。

スポーツ施設は、生涯スポーツやスポーツ合宿、スポーツイベントや競技者の育成を進める上で極めて重要な資産であります。これらの施設は30年以上前に設置されたものが多く、一部改修等を行いながら現在に至りますが、大規模改修の時期を迎えており、老朽化による補修整備箇所も年々増加しております。一方、その他の公共施設と同様に、スポーツ施設についても、人口減少、少子高齢化、市民ニーズの多様化に対応した最適化、効率化、長寿命化が求められています。

本市スポーツ施設の整備については、士別市まちづくり総合計画において実施年度を定め、計画にのっとりた整備を着実に進めています。今年度においては、前回改修から25年を経過した朝日三望台シャンツェの改修工事を行っており、ウインターシーズンからのオープンに向け作業が進行中です。

老朽化による施設修繕などについては、市民利用、合宿利用に支障を来さないよう、その都度整備を行い、環境維持に努めています。

さらに、本市におけるスポーツ合宿受入れ施設の柱であり、全国規模の競技会を開催する陸上競技場においては、全日本陸上競技連盟第3種公認朝日三望台シャンツェについては、全日本スキー連盟A級公認を受けており、公認を継続するためには、競技規則等のルール改正に合致した施設の整備が求められています。合宿施設としての機能強化については、合宿者ニーズや市民の利便性の向上に加え、今後の施設の在り方を見据えた中で、必要性を勘案し検討していく考えです。

次に、本市を訪れるアスリートたちの意見をどのように反映しているかについてです。

スポーツ合宿の聖地創造を目指している本市にとって、合宿を訪れる選手、監督、コーチなどの意見は、合宿環境の整備を図る上でとても重要であると認識しております。合宿チームのトレーニング先への訪問、選手、監督、コーチとの意見交換や合宿者を対象としたニーズ調査

などの情報収集を行っており、今後においても、寄せられた意見を参考に、合宿環境の構築に努めていく考えです。

これまでに、合宿チームの意見を参考に整備した施設、設備としては、総合体育館、朝日農業者トレーニングセンターへの低酸素ルームの設置、ロードコースへの距離表示看板の設置、陸上競技場における芝走路の整備などを行ったほか、朝日山村研修施設においては、和室4部屋にエアコンを設置し、ほかの部屋には扇風機を設置するなど、客室環境の改善を図ってきました。

最後に、次期総合計画策定検討に対する考え方につきましては、先ほど谷議員からの御質問にも答弁させていただいたとおりであります。次世代を担う子供たちのつながりを強化することが合宿の聖地創造に向けたステップアップとなると考えておりますので、官民連携による検証をしっかりと行う中で、策定に向けて取組を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 湊議員。

○3番（湊 祐介君） 再質問させていただきます。

まず初めに、朝日山村研修施設のことなんですけれども、和室に4台、そのほか扇風機ということは、そのほかの室内には空調設備が整っていないというところで、現状、最近の夏場にいたっては、やはり室内、室外併せても30度以上の気温が想定されていると思います。その中で扇風機だけとなると、体調管理の部分についてはどうなのかなというところもありますし、早急に検討していただきたいと私からも強く思っております。

次に、修繕工事の件なんですけれども、現時点で、今後予定されている計画などありましたら教えていただきたいというのと、計画の中で優先順位などもしありましたら、その点を教えていただきたいです。

財政的な視点に立って考えてみると、やはり計画的に修繕していく計画が必要と考えるのは理解しているんですけれども、やはり目的や士別市らしい特徴を持って整備していくことが重要かと思われませんが、その辺に含めても考えがありましたら、お答えお願いいたします。

○議長（山居忠彰君） 丸市民部長。

○市民部長（丸 徹也君） 湊議員の再質問にお答えいたします。

まず、私のほうから、朝日山村研修施設の対応についてです。

今お話がありましたとおり、山村研修施設、こちらは昭和54年に建築後、増築、改修を重ねまして、61年から現状の建物になっているところでございます。お話にありましたとおり、近年、夏場の暑さという部分が非常に厳しいということも存じておりまして、その対策として、先ほど御答弁させていただいた整備を今現状の部分として、できる限りの部分で対策をしてきた結果ではございます。

先ほど御答弁の中でも、現状和室に4台ということで御説明させていただいておりますが、エアコン未設置の部屋というのが今、現状22室あるわけでございますが、設置にはどうしても

受電設備の改修も必要になってまいりまして、改修費用としては、受電施設、またエアコン設置、その他の改修含めて4,700万円程度かかるという、概算ですけれども、状況でございます。また、電気料なども当然増えてまいりますし、維持管理コストも増加していく形にはなってまいります。この点については、第1回臨時会において真保議員にもお答えをしておりますが、現まちづくり総合計画においては、この山村研修施設の大規模改修等は予定はしておりませんで、今後については、予防保全型の管理における維持補修を中心とした内容となっております。

ただ、今後、必要になる施設整備につきましては、次期総合計画の策定に向けまして、建物の現況を踏まえながら、整備の必要性ですとか、また利用者の動向、宿泊者の推移など、こちらを総合的に勘案いたしまして慎重に協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山居忠彰君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 私のほうから、修繕の計画についてという御質問にお答えさせていただきます。

この順番については、現時点で決まっているものについては、大きいものについては、総合計画に基づき、陸上競技場の大規模改修が今後予定をされるところであります。そのほかにつきましては、湊議員の御質問のほうにもございました、老朽化している施設が多いというところもございますので、その都度、小破修繕をしながら維持していくという方向性で考えているところです。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時24分散会）